

# 学術団体・京都創成大学成美学会会則

- 第1条 本会は、京都創成大学成美学会と称し、事務局を京都創成大学に置く。
- 第2条 本会は、専門の学芸の研究・教育の発展に資するために、京都創成大学における研究・教育を振興するとともに、広く関連分野との交流を推進し、以って、京都創成大学及び地域・社会の文化的発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 学術機関誌『京都創成大学紀要』を発行する。
  - (2) 大学の内外において、研究会、学術講演会、研究交流会、講習会等を開催する。
  - (3) その他、本会の目的達成のため適當と認める事業を行う。
- 第4条 本会は次の会員を以て組織する。
- (1) 正会員：
    - ①京都創成大学の専任教員
    - ②第2条の趣旨に賛同し、入会を希望する者。但し、京都創成大学の専任教員として在籍し、専任教員による推薦を受け、学長の承認を得た者。
  - (2) 学生会員：京都創成大学の在学学生全員。但し、卒業生で会員の継続を希望する者については学生会員に準ずる扱いとする。
  - (3) 特別会員：第2条の趣旨に賛同し、入会を希望する者。但し、専任教員による推薦を受け、学長の承認を得た者。
- 第5条 本会は、第1部会（コモンベーシックス領域）と第2部会（スペシャリティ領域）の2部会によって構成され、両部会に部会長を置く。
- 第6条 本会に次の役職を置く。会長1名、副会長1名、部会長2名、監事2名、その他、若干名。
- 第7条 役員の選出は次の通り行う。
- (1) 役員は、正会員の中より選出する。
  - (2) 会長及び監事は正会員の総会によって選出し、その他の役員は会長の指名による。
- 第8条 役員の任期は2ヶ年とし、重任を妨げない。
- 第9条 役員の任務は次の通りとする。
- (1) 会長は、会務を總理する。
  - (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
  - (3) 部会長はそれぞれの部門の業務を処理する。
  - (4) その他の役員は本会の事業を分担し、事務ならびに会計処理を行う。
  - (5) 監事は本会の会計を監査し、総会においてその結果を報告し、承認を求める。監事は本会の他の役員を兼務しない。
- 第10条 本会に論集編集委員会及び学生委員会、その他の委員会を置く。
- 第11条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、京都創成大学の学長その他適當な人を会長が委嘱し、会長の諮詢に応える。
- 第12条 本会は毎年1回以上総会を開き会務を審査する。
- 第13条 若し総会を開くことができない場合は、正会員による総会を以て充てることができる。
- 第14条 本会の経営は次の収入を以て行う。
- (1) 会費

正会員は年額、 10,000円  
学生会員は年額、 3,000円  
特別会員は年額、 15,000円
  - (2) その他の寄付金および収入
- 第15条 本会会員は機関誌等の刊行物の頒布を受ける。
- 第16条 本会会長は本会会員に対して、一定の条件を定め顕彰することができる。
- 第17条 本会は、京都短期大学成美学会との協力に努める。
- 第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第19条 本会の会則を改正しようとするときは、正会員の3分の2以上が出席し、その過半数の議決を得ることを要する。
- 附則：この会則は2000年2月8日より実施する。